

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	令和7年 月 日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	魚津市 16204
地域名 (地域内農業集落名)	下野方地区 (石垣新、印田、三田、本江（並木町、新金屋、本江新町含む）、友道、大光寺)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	107.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	93.9 ha
② 田の面積	99.6 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	7.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.0 ha
（参考）区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	
（備考）	

(注)

- 1 : ①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
- 2 : ②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
- 3 : ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
- 4 : ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
- 5 : （参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。
- 6 : 「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内の営農組合においては、年金支給開始年齢の延長や定年延長により、後継者不足となっている。さらに組合が耕作している農地は段丘の地帯であり、勾配が強いため畦畔の草刈りに労力を要している。
- ・また、担い手が高齢化しており、持続的に農地を維持していくためにも、新たな農地の受け手の確保や後継者の育成が必要である。
- ・一部地域においては基盤整備されていない農地があり、作業効率が悪いことや水がこないため保全管理のみ行っている農地がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- ・水稻を主要作物としつつ、地域の特産物である梨を作付けし、団地化を形成する。
- ・新たな担い手を確保し、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持していく体制の構築が必要である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを基本に、担い手への農地の集積・集約化を図り、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	49.6 %	将来の目標とする集積率	58.9 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手を中心に集積・集約を進め、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れを推進していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員や農業委員、魚津市農業協同組合など関係機関と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、計画的に水路や農道の補修を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び魚津市農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、魚津市農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を行っていく。				
⑤果樹については、今後の園地のあり方について、後継者の育成や新たな担い手の確保等を協議していく。				
⑦担い手が耕作できない農地の管理については、野菜の栽培や市民農園等の管理の検討や多面的機能支払交付金の活用による管理を行っていく。				

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	
認農	A	主穀作 (水稻ほか)	23.4 ha	ha	主穀作 (水稻ほか)	33.4 ha	ha		
認農	B	主穀作 (水稻ほか)	21.9 ha	ha	主穀作 (水稻ほか)	21.9 ha	ha		
認農	C	主穀作 (水稻ほか)	1.1 ha	ha	主穀作 (水稻ほか)	1.1 ha	ha		
認農	D	果樹	0.8 ha	ha	果樹	0.8 ha	ha		
認農	—	養鷄	— ha	ha	養鷄	— ha	ha		
利用者	E	主穀作 (水稻ほか)	1.5 ha	ha	主穀作 (水稻ほか)	1.5 ha	ha		
利用者	F	主穀作 (水稻)	1.4 ha	ha	主穀作 (水稻)	1.4 ha	ha		
利用者	G	主穀作 (水稻)	0.9 ha	ha	主穀作 (水稻)	0.9 ha	ha		
利用者	H	主穀作 (水稻)	0.8 ha	ha	主穀作 (水稻)	0.8 ha	ha		
利用者	I	野菜	0.7 ha	ha	野菜	0.7 ha	ha		
利用者	J	果樹	1.1 ha	ha	果樹	1.1 ha	ha		
利用者	K	果樹	0.9 ha	ha	果樹	0.9 ha	ha		
利用者	L	果樹	0.6 ha	ha	果樹	0.6 ha	ha		

利用者	M	果樹	0.6 ha	ha	果樹	0.6 ha	ha		
利用者	N	果樹	0.5 ha	ha	果樹	0.5 ha	ha		
利用者	O	果樹	0.4 ha	ha	果樹	0.4 ha	ha		
認農	P	主穀作 (水稻ほか)	3.6 ha	ha	主穀作 (水稻ほか)	3.6 ha	ha		地区外
認農	Q	主穀作 (水稻ほか)	2.4 ha	ha	主穀作 (水稻ほか)	2.4 ha	ha		地区外
計	18経営体		62.7 ha	0 ha		72.7 ha	0 ha		

(注)

1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人） うち計画同意者数（人・%）

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2：「下記回答者数」欄には、回答者数を記載してください。

(留意事項)

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。